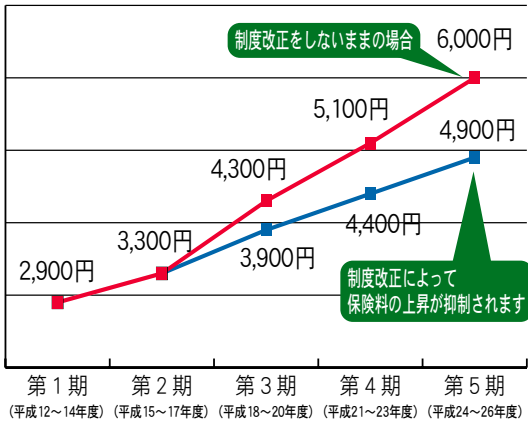


◎65歳以上の第1号保険料(全国平均)の見通し



介護保険の財源は、保険料と公費(税金)です。高齢化に伴う費用の増加などに対応し、安定したサービスとするため保険料も見直されました。

介護保険にかかる費用の内訳は50パーセントの公費は変わりませんが、1号被保険者(65歳以上)は18が19パーセントに引き上げられ、2号被保険者は(40歳以上65歳未満)32から31パーセントに下がりました。

また、月額保険料の基準額がこれまでの3000円から30パーセント増となる3900円に引き上

基準額が上がりました

上げられました。皆さんの介護保険料がどの段階に当たるかは、下の表を参考にしてください。

◆ 今回の見直しのポイントは増える利用者や総費用を抑えること。急増している軽度者の自立支援にどう対処するかも、今後の課題です。

◆ 介護保険制度が始まり6年。介護を必要として、この制度を利用し本当によかった、ありがたいという人もたくさんいます。

◆ これからも安心して老いを迎えられるように、介護保険制度の未来を明るい希望のもてる制度とするため、みんなで考え支えてくることが大切です。

介護の現場から



若いころからの
予防が大切です

地域包括支援センター
保健師 工藤 文加さん

介護保険制度の改正で、これまでと同じサービスが受けられなくなるのでは…、年金生活の人は病院代もサービス料金も払わなければ…という悩みを抱えてる方も少なくないと思います。団塊の世代の人たちが65歳以上になって高齢者人口が増えたとき、ピークになるといわれています。そのためにも今回の改正の「介護予防」に取り組まなければなりません。

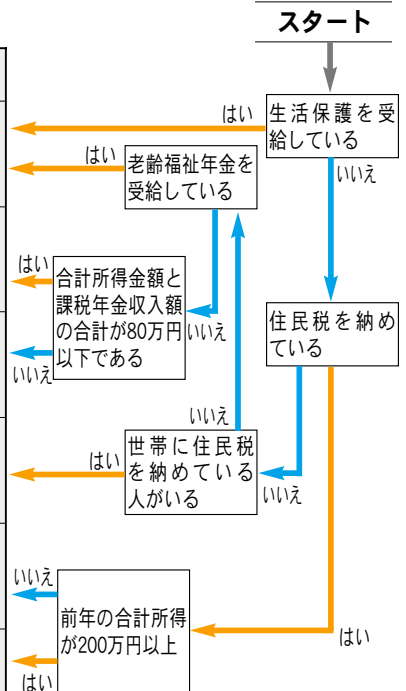
予防の第一には、定期的に自分の体の状態を自分自身で知ることが大切だと思います。それはお年寄りの皆さんだけでなく40、50代の方にもいえることで、若いころから予防を心掛けることが大切です。「介護」を他人事ではなく自分のこととして捉えて先を見据えた生活をしてほしいと思います。

介護保険や高齢者福祉サービスに関する
問い合わせ 地域包括支援センター
☎35-3795

あなたの介護保険料は？(65歳以上)

第1号被保険者(65歳以上)の保険料

所得段階	対象者	保険料(年間)
第1段階	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受けている人	23,400円 (基準額×0.5)
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得と課税年金収入の合計額が80万円以下の人	30,420円 (基準額×0.65)
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得と課税年金収入の合計額が80万円を超える人	35,100円 (基準額×0.75)
第4段階	●本人が住民税非課税で世帯の中に課税者がいる人	46,800円 (基準額×1.0)
第5段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得が200万円未満の人	58,500円 (基準額×1.25)
第6段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得が200万円以上の人	70,200円 (基準額×1.5)



※税制改正により保険料の所得段階が上がる人に対して、18年度、19年度分については負担割合を減額します。減額の割合について、詳しくは健康福祉課へ問い合わせください。
※住民税の課税や所得についての問い合わせは税務課まで。ただし平成17年中の所得は、確定申告期間中ですので、確定していません。